【提案項目】
43　民間保育施設の運営費単価（公定価格）の見直しについて

【提案要旨】民間保育施設の運営費単価（公定価格）の見直し

■提案事項

○　低年齢児単価を引き上げること

一人当たりの保育士が保育できる児童の人数分の運営費について、年齢ごとに均等になるように、3歳未満児の運営費単価を引き上げ、確実に保育士給与に充たるよう給与基準額を国が設定する必要がある。

○　療育支援加算を増額し、基準を緩和すること

療育支援加算の対象要件を緩和するとともに、人員確保に必要となる現実的な加算額に増額し、実情に即した支援策へと見直す必要がある。

○　物価上昇を反映すること

全国的な食材料費や光熱水費の価格上昇に対しては、臨時交付金を原資に各地方自治体が個別に補助金制度を設けるのではなく、公定価格に適正に反映させる必要がある。

【提案先：内閣府・こども家庭庁・広島県】

43　民間保育施設の運営費単価（公定価格）の見直しについて

東広島市の現状と課題・取組状況

【現状】

〇本市では、精力的な対策の結果、令和2年度以降、待機児童数は0人となっているが、3歳未満児を中心に、実際には入所できていない「入所保留者」が400人程度存在し、保育ニーズは引き続き高い状況にある。

〇保育士給与は、依然として全産業平均の賃金月額との間で差（月額5～6万円）が生じており、特に民間の保育施設では人材を確保しにくい状況にある。

〇発達障害等の特別の支援を必要とする児童が年々増加傾向にある。

〇当該児童の安全確保と、クラス全体の円滑な保育を実現するためには、当該児童が在籍するクラスに保育士1名を加配しないと難しいのが保育現場の実情である。

〇本市では、独自事業として、65,300円/人・月を保育施設に補助しており、年間予算は概ね9,000万円程度を負担している。

〇近年の急激な物価上昇は国全体の問題であり、本来は公的負担で対応すべきであるが、光熱水費等に反映されていない。また、賃金上昇が極めて緩やかな状況下では、保護者に費用負担の増加を求めることは、子育て支援に逆行する。

〇本市では、令和4年度に、保護者負担の据え置きを条件として、私立施設に対して、食材料費や光熱水費の上昇分に係る補助金を交付した。

【課題】

〇公定価格における基本分単価は、保育士一人当たりに換算した場合（保育できる児童の人数分を乗じた場合）、年齢ごとの格差が大きい。
民間事業者が3歳未満児を積極的に受け入れるインセンティブを生むためには、3歳未満児の運営費単価を引き上げ、年齢間のアンバランスを解消する必要がある。

〇また、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査を踏まえ、公定価格の人件費部分を明確化し、確実に保育士給与に充てることを義務化するよう求める。

〇療育支援加算の対象者は障害者手帳所持者等に限定されているが、診断までに長期間を要する等、実態とかけ離れている上、加算額も加配1名分の人件費に満たない。

〇物価上昇に対し、各自治体が単年度事業として、それぞれ独自に積算・補助しているが、本来は、統一的な基準で毎年度、公定価格に適正に反映されるべきである。

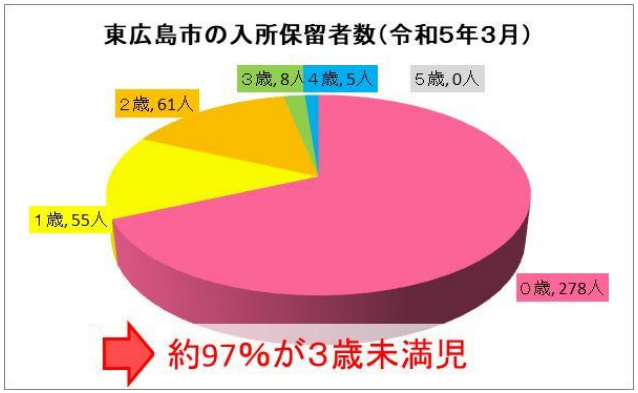

（現行単価の例）保育標準時間認定、百分の三地域

定員区分	年齢区分	基本分単価	児童数	保育士一人当たり給付額	
91人から100人まで	5歳児	35,690	30	高	1,070,700
	4歳児	35,690	30	⇧	1,070,700
	3歳児	42,570	20		851,400
	2歳児	99,020	6		594,120
	1歳児	99,020	6		594,120
	乳児	167,850	3	低	503,550
合　計			95		4,684,590
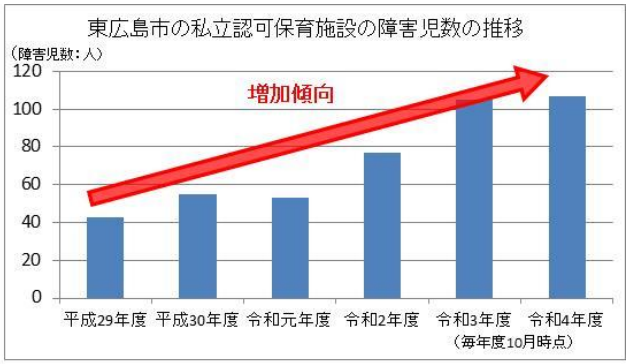
※施設区分は保育所